

採点表（事故等による減点）

設－3号様式

〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。

	評定点数	事 由					評定点	
手続上の過失 (改善命令書が必要)	-0.1	☐ 測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)への登録を行わなかったことが判明した場合 ☐ 公共建築設計者情報システム(PUBDIS)への登録を行わなかったことが判明した場合						
業務執行上の過失 (改善命令書が必要)	-3	☐ 業務執行上、指摘、指導等を行ったが、改善されなかった。 ☐ 関係者から苦情が寄せられる等、問題が認められた。または、問題発生時の情報連絡等、対応が適切に行われなかった。 ☐ 業務処理のミスにより大きな手戻りが生じた。 ☐ 業務実施体制に問題があった。 ☐ その他(理由:)						
守秘性に係る過失 (改善命令書が必要)	-3	☐ 業務に関する情報漏えいがあり、受注者の責任によるものと発注者が判断した。 ☐ その他(理由:)						
評定点数		-1	-3	-5	-10	-20		
適応事例								
主任技術者等が正当な理由なく改善命令書の受取りを拒否し続けた。	☐	改善命令書の交付を1回拒否した。	☐	改善命令書の交付を2回拒否した。	☐	改善命令書の交付を3回拒否した。		
配置技術者の資格・雇用等に問題があった。			☐	配置技術者の資格・雇用等に問題があったため、改善命令書が交付された。	☐	再び、配置技術者の資格・雇用等に問題があったため、改善命令書が交付された。		
安全管理が不適切であったために事故、災害等が発生した。	☐	受託者の責によらない事故、災害等が発生し、原因究明、再発防止等の事後処理は適切であったが、再発防止のため、改善命令書が交付された。	☐	受託者の責による事故、災害等が発生し、原因究明、再発防止等の事後処理は適切であったが、再発防止のため、改善命令書が交付された。	☐	受託者の責によらない事故、災害等が発生し、事後処理は不適切であり、再発防止のため、改善命令書が交付された。		
入札前に提出された当該委託の技術提案書等が虚偽であった事実が判明した。				☐	技術提案書等に虚偽の事実が判明し、改善命令書が交付された。	☐	再び、技術提案書等に虚偽の事実が判明し、改善命令書が交付された。	
成果物等のミス等により、できあがった目的物等に重大な欠陥があることが判明した。				☐	成果物等にミス等が判明し、改善命令書が交付された。	☐	成果物等にミス等が判明し、本体構造物等の強度不足など、その程度が重大であり、改善命令書が交付された。	
契約不適合又は損害賠償が実施された場合					☐	契約不適合又は損害賠償が実施された場合	☐	故意又は重過失により生じた契約不適合又は損害賠償が実施された場合
その他()	☐		☐		☐		☐	
1 設計等委託業務の履行に当たり、上表適応事例の事実を監督員が確認した場合、総括監督員から改善命令書を交付した上で減点評価を行うこととし、減点は最大20点までとする。 2 同一事由による適応事例の複数項目の減点は、評定上合理的に説明できる場合を除いて行わない。 3 適応事例の適応範囲は、次のとおりとする。 (1) 契約の履行に関することに限定する。 (2) (1)を履行する委託業務に従事する代理人、主任技術者等の技術者、受託者の委託業務従事職員及び(1)を履行するために協力会社に業務の一部を再委託し、その業務に従事する者に限定する。							0	